

静岡県屋外広告物条例第 27 条第 1 項の規定により、次のように本会に諮問された。

令和 7 年 1 月 23 日提出  
静岡県屋外広告物審議会会長

---

都 景 第 202 号  
令和 7 年 1 月 23 日

静岡県屋外広告物審議会会長 様

静岡県知事 鈴木 康友

屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について（諮問）

このことについて、別案により地域の指定を行いたいので、静岡県屋外広告物条例第 27 条第 1 項の規定により諮問します。

(第1号議案)

屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について

条例第5条第2号及び第3号の規定に基づき知事が指定する区間及び区域を次のように指定する。

道路

路線名	変更前		変更後	
	普通規制地域		普通規制地域	
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域
一般国道 473号バイパス	(2) 島田市の一 般国道 473 号と の交差点から倉 沢インターチェ ンジを經由して 沢水加インター チェンジまでの 区間	左記に指定する 区間の道路から 100 メートルの 等距離線の範囲 内の地域（用途 地域の区域を除 く。）	(2) 島田市の一 般国道 1 号との 交差点から沢水 加インターチェ ンジまでの区間	左記に指定する 区間の道路から 100 メートルの 等距離線の範囲 内の地域（用途 地域の区域を除 く。）

【指定理由等】

1 指定理由

当該路線は、国道1号菊川インターチェンジから国道473号倉沢インターチェンジに接続し、国道473号バイパスとして整備している道路である。当該路線の開通により、国道1号、富士山静岡空港及び東名までが接続され、交通量が増加する見込みであることから、沿道100メートルの普通規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものである。

2 施行期日

令和7年3月1日から施行する。

3 位置図及び規制図

別紙のとおり